

平成 18 年 10 月 18 日

各位

東京都渋谷区渋谷 1 丁目 17 番 8 号  
日本エンタープライズ株式会社  
代表取締役社長 植田勝典  
(コード番号 4829 ヘラクレス市場)  
問合せ先:取締役管理本部長 田中勝  
TEL: 03-5774-5730

## 新株予約権（ストックオプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 10 月 18 日開催の取締役会において、当社の取締役、顧問、コンサルタント及び従業員に対し当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、また、当社監査役について、当社の適正な監査に対する意識を高めることを目的として、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、ストックオプションとして下記の要領で新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、当社取締役及び監査役に対する発行に関しては、平成 18 年 8 月 25 日開催の第 18 回定時株主総会において、当社取締役及び監査役に対する報酬等の額及び内容として承認された範囲内で行うものです。

### 記

#### 1. 新株予約権の割当対象者

当社または当社子会社の取締役、監査役、顧問、コンサルタント及び従業員  
合計 33 名

#### 2. 募集事項

##### (1) 新株予約権の数 353 個

上記総数は、割当予定数であり、引受の申込みがなされなかった場合等、発行する新株予約権の総数が減少したときは、その申込の総数をもって割り当てる新株予約権の総数とする。

##### (2) 新株予約権の内容

###### ア 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その数（以下、「付与株式数」という。）は当社普通株式 1 株とする（なお、各新株予約権の目的たる株式の総数は 353 株となる）。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式につき株式の分割（無償割当を含む。）又は株式の併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

###### イ 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権 1 個当たりの金額（以下「行使価額」という。）は、下記のとおり決定される 1 株当たりの価額（以下「1 株当たり行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は後者の価額に 1.05 を乗じた金額と

する。

なお、割当日以降、当社が当社普通株式につき株式の分割（無償割当てを含む。）または株式の併合を行う場合、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

また、割当日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で当社普通株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合、次の算式により1株当たり行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり行使価額} = \text{調整前1株当たり行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割等を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

#### ウ 新株予約権の行使期間

平成20年11月8日から平成23年11月7日まで

#### エ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げた額とする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### オ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### カ 新株予約権の取得事由及び条件

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

② 新株予約権は、新株予約権者が、下記ケの規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合並びに対象者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権者が保有する全ての新株予約権（一部の放棄の場合には当該新株予約権）を無償で取得することができる。

#### キ 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

##### ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記アに準じて決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記イで定められる1株当たり行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記ウに定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記ウに定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記エに準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の取得事由及び条件  
上記カに準じて決定する。
- ⑨ その他新株予約権の行使の条件  
下記ケに準じて決定する。

ク 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した際に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

ケ 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、又はコンサルタントの地位にあることを要する。
- ② 上記①に関わらず、新株予約権の割当てを受けた新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
- ④ その他の権利行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(4) 新株予約権の割当日

平成18年11月8日

3. 新株予約権の行使に際する金銭の払込みの取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番3号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 東京営業部

4. 新株予約権の行使請求受付場所

当社管理本部

5. その他新株予約権の募集等に関する必要な事項の決定

その他新株予約権の募集等に関する必要事項の決定は、代表取締役社長に一任する。

以上